尼崎市監査公表第6号

出資団体等監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長から別 紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により公表します。

令和5年4月24日

尼崎市監査委員 村 上 卓 史

扇 藤川千代

同 眞田泰秀

同 林 久博

措置通知表【出資団体等監查】

1	監査対象団体名	公益財団法人尼崎市文化振興財団
2	措置を講じた局又は団体	公益財団法人尼崎市文化振興財団
3	監査結果報告日	令和5年3月24日
4	措 置 通 知 日	令和5年4月19日

5 監査結果の内容

総合文化センターに係る現金管理について

公益財団法人尼崎市文化振興財団(以下「財団」という。)が尼崎市総合文化センターで 取り扱う日々の売上金やつり銭等の現金管理ついて、次のとおり不適切な状況が見られた。

- (1) 現金を保管している総務課内の金庫について、総務課職員が事務所に在席しているとき は施錠しておらず、総務課職員全員が離席するときのみ施錠するという管理状況であっ た。また、予備現金のうち一部の硬貨については、総務課内の机の引き出しに保管されて いたが、これについても同様の管理状況であり、かつ、金庫の鍵も当該引き出しに保管さ れていた。
- (2) 売上金等の現金について、財団の会計処理規程第17条第2項(以下「預入規定」という。)で「現金を収納したときは、直ちに金融機関に預け入れなければならない。」と規定しているが、この規定にのっとった運用が行われておらず、不定期に預入されていた。また、預入規定の内容が実情に合わなくなっているにもかかわらず、それを改正することなく、また、別途運用上の詳細ルール等も策定することなく現金管理という高いリスクのある事務が行われていた。

(財団)

<措置を求める事項>

この問題の本質は、組織として前例踏襲に陥り、現金管理の危険性やその改善の必要性の認識が欠如していたのみならず、事故等が生じた際の財団の信用への影響の認識が甘くなっていたことにほかならない。

今回の指摘を機に、現金管理のリスク認識を改め、速やかに、現金管理に係る規定を整備し、安全かつ現実的な運用を行うこと。

6 措置の内容

売上金等の等の現金について、会計処理規程の改正を行い、令和5年4月1日から金融機関の営業日(休館日等を除く。)については、毎日現金を金融機関へ預け入れている。また、現金を保管している金庫等については、監査指摘後速やかに、常時施錠を行っている。

<記載要領>

・ 監査結果報告日:監査の結果を市長に提出した日(事務局が記載する。)

・ 措置通知日:局が監査委員に措置の通知をした日(局が記載する。)